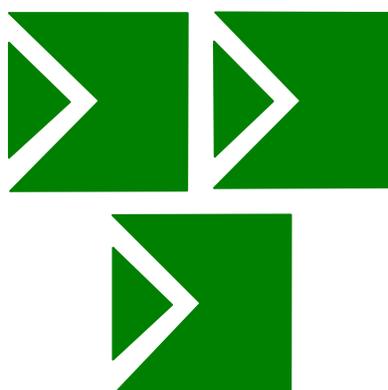


# 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画(第3次)

## 第1期 実施計画

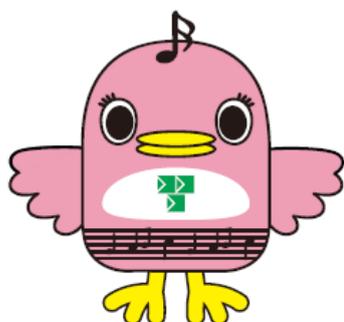
【令和8(2026)年度～令和11(2029)年度】



令和8(2026)年度

令和12(2030)年度

令和15(2033)年度



習志野市

# 目次

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 第1章 総論.....                 | - 3 -  |
| 1. 実施計画策定の趣旨.....           | - 3 -  |
| 2. 実施計画の期間.....             | - 3 -  |
| 3. 実施計画の策定方針.....           | - 3 -  |
| 4. 実施計画推進の留意事項.....         | - 4 -  |
| 5. 計画の位置づけ.....             | - 4 -  |
| 6. 施策の体系.....               | - 5 -  |
| 7. 基本方針.....                | - 6 -  |
| 8. 犯罪発生件数の推移.....           | - 7 -  |
| 第2章 基本方針に基づく施策の内容.....      | - 8 -  |
| (1) 市民一人ひとりの防犯意識の向上.....    | - 8 -  |
| (2) 情報の発信と犯罪被害への不安感の払拭..... | - 10 - |
| (3) 防犯活動の活発化の推進.....        | - 12 - |
| (4) 犯罪のないまちづくりに向けた環境整備..... | - 14 - |
| (5) 犯罪弱者に対する取り組みの強化.....    | - 16 - |

# 第1章 総論

## 1. 実施計画策定の趣旨

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画における実施計画は、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的として策定した、「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画」の施策を計画的かつ効果的に推進するため、実施する具体的な施策をまとめた短期計画として策定するものです。

これまで、習志野市では前基本計画のもと、市・市民・事業者が実施する施策等を示した実施計画を策定し、各種防犯施策に取り組んでまいりました。

その結果、市内における犯罪発生件数は、平成 26(2014)年と令和6(2024)年を比べると約4割減少するなどの一定の成果をあげていますが、侵入盗や自転車盗などの市民生活に身近なところで起こる犯罪は減少傾向を示しつつも依然として発生しているほか、特殊詐欺やSNSを利用した犯罪など、複雑化、巧妙化した新たな犯罪への対策が求められています。

そこで、「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画(第3次)」の策定と合わせ、これまでの実績、成果等を踏まえ、さらに効果的に施策が推進できるよう、「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画(第3次) 第1期実施計画」を策定するものです。

## 2. 実施計画の期間

第1期実施計画の計画期間は、基本計画の計画期間である令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの前半期間となる、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

## 3. 実施計画の策定方針

第1期実施計画の策定にあたっては、次の点に留意します。

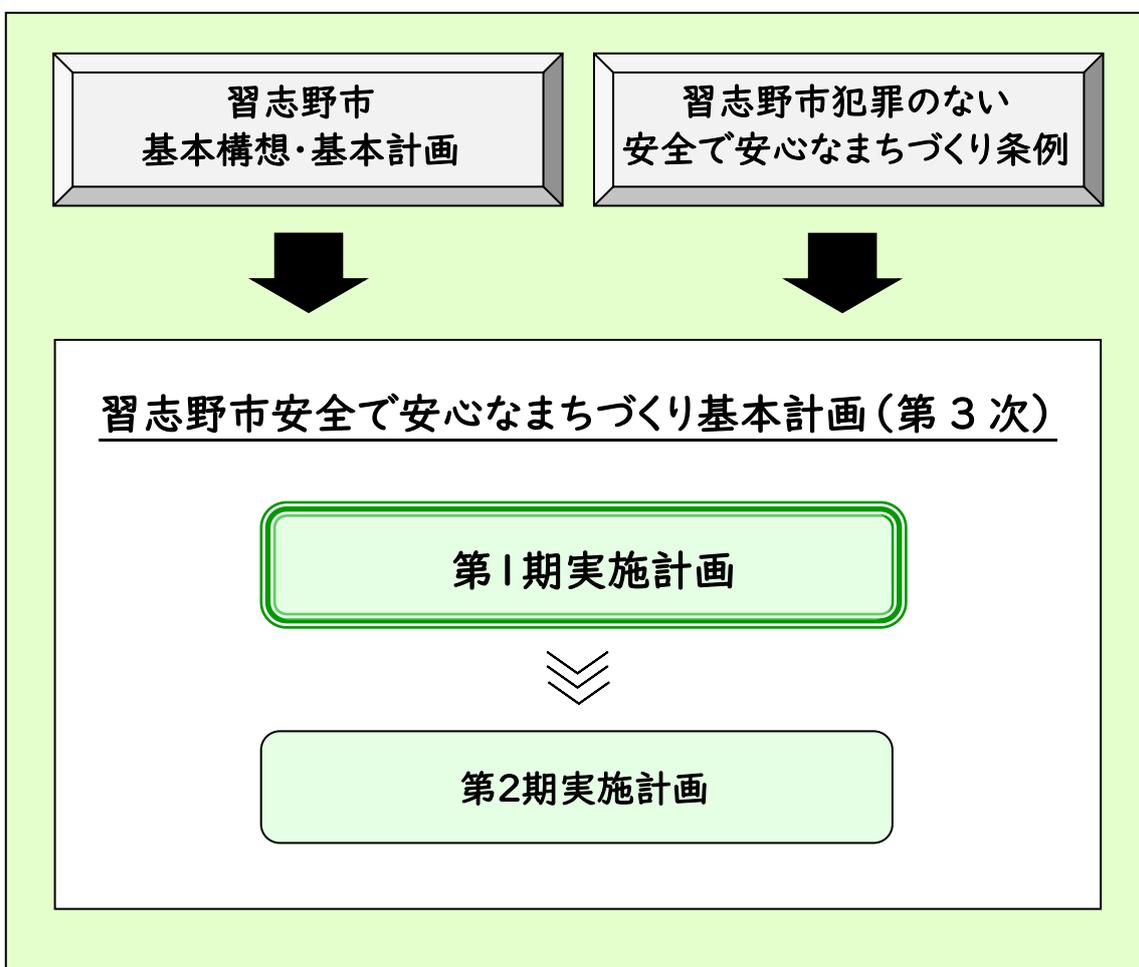
- (1) 基本計画に掲げられた施策に基づき、その施策の実現に十分配慮した計画とします。
- (2) これまでの成果等を継承し、前実施計画の実績及び市民意識調査等の結果を踏まえつつ、事業の緊急度・効果・効率を総合的に勘案した計画とします。
- (3) 市・市民・事業者との自主的かつ協働に基づく施策が実現できるよう計画策定にあたります。

#### 4. 実施計画推進の留意事項

本計画を推進するにあたっては、次の点に留意します。

- (1) 事業の実施状況について適切な進行管理を実施し、検証と改善を行います。
- (2) 県条例、本市基本構想・基本計画等上位計画をはじめとする関連計画との連携・整合性を図ると共に、庁内各部局、関係機関との調整のもと、事業を実施します。
- (3) 今後とも本市を取り巻く社会情勢や犯罪状況等の的確な把握に努め、計画を着実に実践します。

#### 5. 計画の位置づけ



## 6. 施策の体系

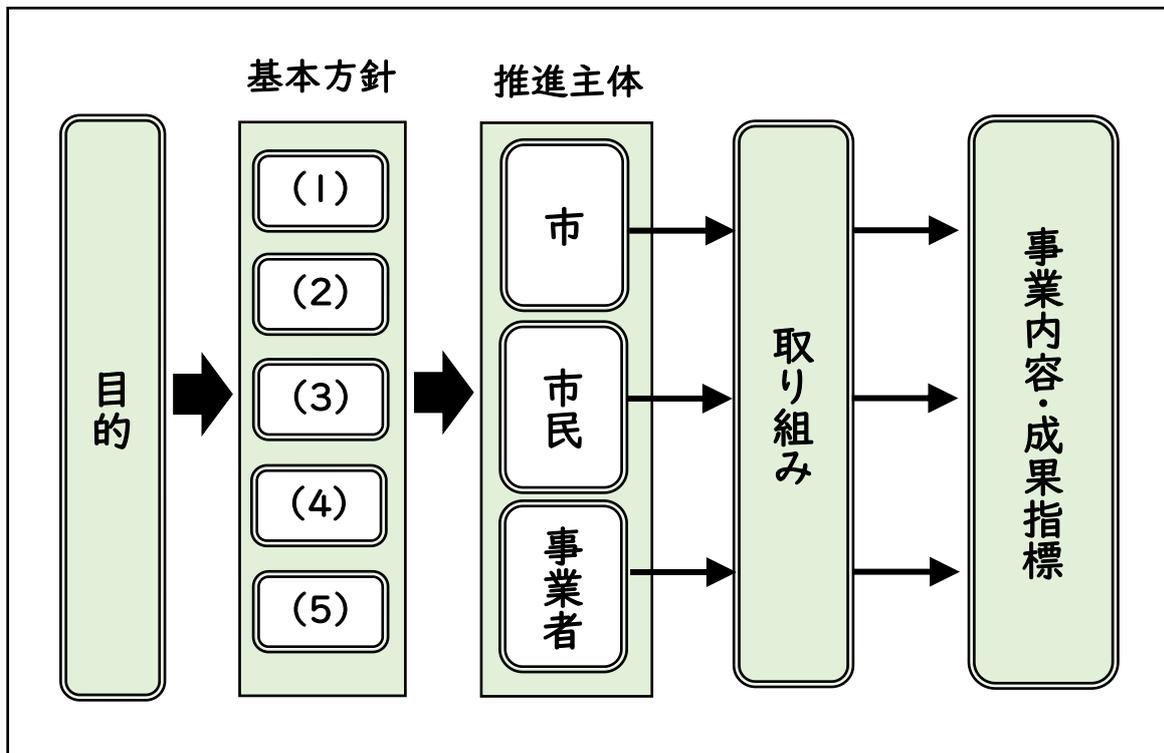
### (1) 目的

現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現

### (2) 基本的な考え方

犯罪発生の実況及び課題を踏まえた 5 つの基本方針のもと、市・市民・事業者がそれぞれの目標に対して施策に取り組みます。

### 《施策体系のイメージ》



## 7. 基本方針

### (1) 市民一人ひとりの防犯意識の向上

市民一人ひとりが日常生活において防犯を意識し、「自分のことは自分で守る」という意識を高めることで、犯罪被害の減少に努めます。

### (2) 情報の発信と犯罪被害への不安感の払拭

様々な媒体を通じて市民へ発信を行うことで、市民が自らの周囲で起こりうるリスクに対して適切に対応できるような環境を作り出すことで犯罪の予防と不安感の払拭を図り、市民が安心して生活が送れるように努めます。

### (3) 防犯活動の活発化の推進

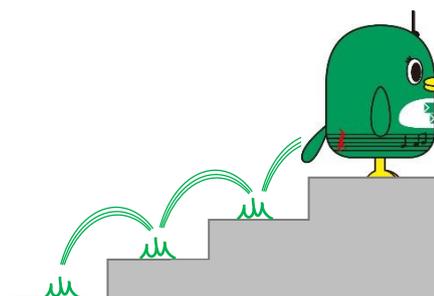
習志野市防犯協会や地域の防犯活動の主体となっている町会・自治会、自主防犯活動団体によるパトロール等に対して支援を行い、これらの団体が防犯活動を継続できるよう、活動の活発化を図ります。

### (4) 犯罪のないまちづくりに向けた環境整備

市内における犯罪の多くは市民生活に身近な場所で起こっていることから、防犯灯や防犯カメラなど更なる防犯設備の設置推進や、道路等の公共の場所における死角や見通しの悪い場所を減らすなど、安全で安心して生活できる環境整備を推進します。

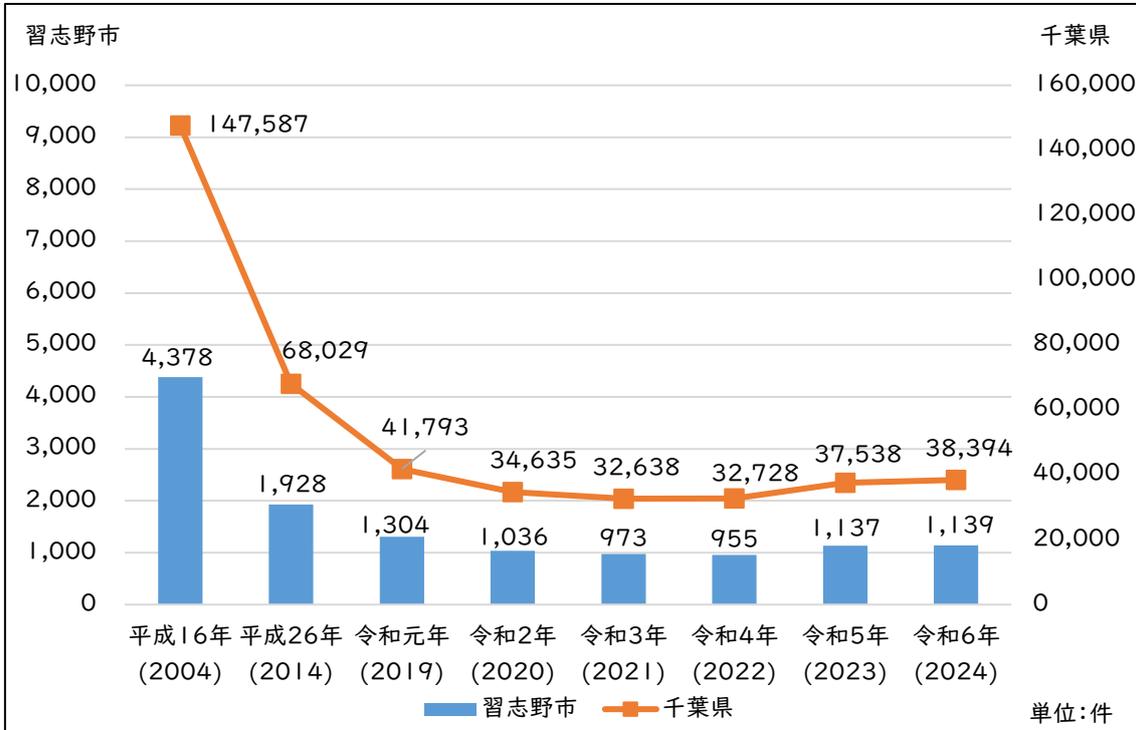
### (5) 犯罪弱者に対する取り組みの強化

安全で安心なまちづくり市民大会や防犯研修会の開催、キラット・ジュニア防犯隊の活動、こどもの見守り活動等、防犯に関する各種活動を通じて、こどもや高齢者、障がい者をはじめとする犯罪弱者への啓発活動を強化し、危機回避能力の向上を図るとともに、市や関係機関が連携して見守る体制を強化します。



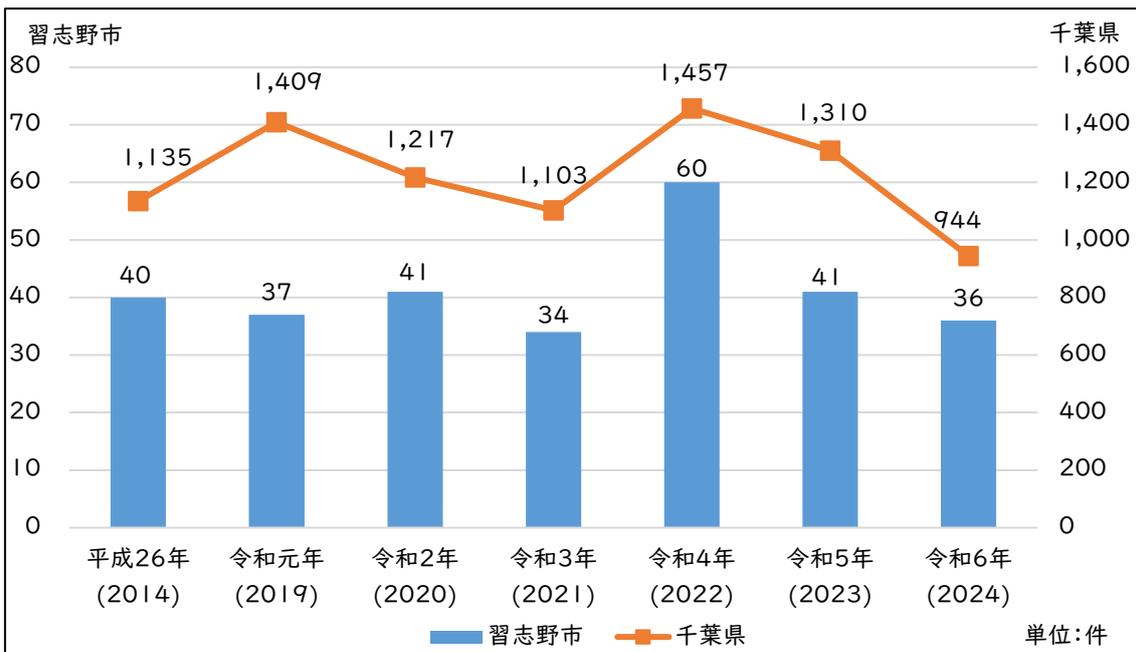
## 8. 犯罪発生件数の推移

### (1) 刑法犯認知件数の推移



出典: 千葉県警察本部

### (2) 電話 de 詐欺発生件数



出典: 千葉県警察本部

## 第2章 基本方針に基づく施策の内容

### (1) 市民一人ひとりの防犯意識の向上

市民一人ひとりが日常生活において防犯を意識し、「自分のことは自分で守る」という意識を高めることで、犯罪被害の減少に努めます。

|                     |                  | 基本的施策                | 主要施策                 | 担当課             |  |
|---------------------|------------------|----------------------|----------------------|-----------------|--|
| (一) 市民一人ひとりの防犯意識の向上 | 市                | (1) 防犯知識の普及と啓発活動の推進  | ①地域の防犯意識の高揚          | くらし安全課          |  |
|                     |                  |                      | ②「安全で安心なまちづくり月間」の設定  | くらし安全課          |  |
|                     |                  |                      | ③啓発活動の推進             | くらし安全課          |  |
|                     |                  |                      | ④各種イベントにおける啓発活動      | くらし安全課          |  |
|                     |                  |                      | ⑤事業者への啓発活動等          | 産業振興課<br>くらし安全課 |  |
|                     |                  | (2) 人材の育成            | ①計画的な人材の育成           | くらし安全課          |  |
|                     |                  |                      | ②防犯指導員等の育成           | くらし安全課          |  |
|                     |                  |                      | ③就学時からの活動            | くらし安全課          |  |
|                     |                  | (3) 広報・情報発信の推進       | 効果的な情報の発信            | くらし安全課          |  |
|                     | 市民               | (1) 防犯知識の普及と啓発活動への参加 | ①地域の防犯意識の高揚          |                 |  |
|                     |                  |                      | ②防犯知識の習得             |                 |  |
|                     |                  |                      | ③啓発活動への参加            |                 |  |
|                     |                  |                      | ④情報の収集               |                 |  |
|                     |                  | (2) 人材育成への協力         | ①防犯指導員育成への協力         |                 |  |
|                     |                  |                      | ②防犯指導員を中心とした防犯対策の推進  |                 |  |
|                     |                  | (3) 情報の収集と共有への協力     | 犯罪手口の収集と共有           |                 |  |
|                     |                  | 事業者                  | (1) 防犯知識の普及と啓発活動への参加 | ①防犯意識の高揚        |  |
|                     |                  |                      |                      | ②防犯知識の習得        |  |
| ③啓発活動への参加           |                  |                      |                      |                 |  |
| (2) 人材育成への協力        | 事業所における防犯リーダーの育成 |                      |                      |                 |  |
| (3) 情報の収集と共有への協力    | 犯罪手口の収集と共有       |                      |                      |                 |  |

| 事業概要  | 令和            | 令和            | 令和             | 令和             | 主な取り組みと成果指標                                |
|---|---------------|---------------|----------------|----------------|--|
|   | 8年度<br>(2026) | 9年度<br>(2027) | 10年度<br>(2028) | 11年度<br>(2029) |  |
| ①市民を中心とした団体や企業・銀行・商店を中心とした各種団体と連携し、犯罪情報等を市民に周知するなど広報活動の強化を図り、地域の防犯意識の高揚に努める。  |               |               |                |                | 防犯研修会開催 年2回<br>特別防犯パトロールの実施                |
| ②安全で安心なまちづくり月間において、街頭啓発キャンペーン、防犯研修会、自転車防犯診断、防犯パトロールの強化等の啓発活動を集中的に行うと共に、より広範に安全で安心なまちづくり推進活動を展開する。                                 |               |               |                |                | 防犯キャンペーン開催(市内7駅)<br>安全で安心なまちづくり市民大会の開催 年1回 |
| ③市、警察、事業者等が連携して安全で安心なまちづくりの活動について積極的に情報発信を行い、防犯活動に対する市民等の理解を深めるとともに、より多くの人が参加しやすい多様な自主防犯活動を支援し、市民等の安全・安心なまちづくり活動、社会活動への参加の促進に努める。 |               |               |                |                | 緊急情報サービスならしの登録数<br>登録目標 10,000件            |
| ④「防犯研修会」の開催や「街頭啓発キャンペーン」、関係機関が実施するイベント等においてチラシや防犯グッズを配布し、防犯知識の普及に努める。これらの活動を通じて多くの市民の防犯意識の向上を図る。                                  |               |               |                |                | キラット・ジュニア防犯隊による啓発活動                        |
| ⑤事業者に対し、従業員への防犯知識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには地域住民と連携して、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう、協力依頼を行うとともに、引き続き情報提供を行う。                           |               |               |                |                | 商工会議所等との連携強化                               |
| ①地域防犯活動の中心となる防犯指導員の知識向上を図ることを目的とした研修会や講演会等を実施する。  |               |               |                |                | 防犯指導員等研修 年2回<br>安全で安心なまちづくり市民大会の開催 年1回     |
| ②防犯指導員等の育成を図ると共に連絡網を充実させ、活用を図る。   |               |               |                |                | 全町会・自治会に配置                                 |
| ③就学時から防犯に対し、より高い関心を持てるよう「キラット・ジュニア防犯隊」の活動を継続して行う。   |               |               |                |                | 隊員100名(全小・中学校から参加)<br>防犯キャンペーン等、啓発活動への参加   |
| 市広報紙、ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、SNS、チラシ、ポスター、出前講座等、様々な広報媒体を駆使し、効果的な情報の発信に努める。  |               |               |                |                | 緊急情報サービスならしの発信回数<br>広報紙掲載回数                |
| ①各種団体を通じて得られる犯罪情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努める。  |               |               |                |                | 全町会・自治会へ防犯マップ等の配布                          |
| ②市や関係機関により開催される研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活かす。   |               |               |                |                | 防犯研修会への参加                                  |
| ③「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施するキャンペーン、研修会等へ積極的に参加、協力する。  |               |               |                |                | 防犯キャンペーンへの参加                               |
| ④広報紙、ホームページ、緊急情報サービスならしの、市公式ツイッターなどのソーシャルメディア、出前講座等を活用した情報収集を行う。  |               |               |                |                | 市内犯罪発生状況(ホームページ、広報紙)の情報収集                  |
| ①地域防犯活動を支えていく人材を育成する研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域における防犯指導員の育成に協力する。   |               |               |                |                | 全町会・自治会に配置                                 |
| ②防犯指導員を主体とした防犯パトロールや防犯情報の周知・伝達、防犯意識の啓発活動など、積極的かつ効果的な地域における防犯対策を推進する。  |               |               |                |                | 地域安全モデル地区および風俗環境浄化重点地区での活動等                |
| 誤った情報により犯罪に巻き込まれないよう、公的機関が発信する正しい情報を収集し、情報の真偽を判断する能力の向上に努める   |               |               |                |                | 市や警察のホームページからの情報収集、<br>防犯研修会への参加           |
| ①市や警察から発信される犯罪情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚に努める。  |               |               |                |                | 商工会議所等との連携強化                               |
| ②市や関係機関が開催する防犯に関する研修会、講演会等を活用し、事業者並びに従業員等の防犯知識の習得に努める。  |               |               |                |                | 防犯研修会への参加                                  |
| ③市や関係機関が実施する街頭啓発キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくり推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加・協力する。  |               |               |                |                | 防犯キャンペーンや安全で安心な市民大会への参加                    |
| 市や警察等により開催される研修会や講演会等へ積極的に参加する。   |               |               |                |                | 防犯指導員等研修 年2回<br>安全で安心なまちづくり市民大会の参加         |
| 公的機関が発信する正しい情報を収集し、従業員等に対し正確な情報発信を行う  |               |               |                |                | 市や警察のホームページからの情報収集、<br>防犯研修会への参加           |

## (2) 情報の発信と犯罪被害への不安感の払拭

様々な媒体を通じて市民へ発信を行うことで、市民が自らの周囲で起こりうるリスクに対して適切に対応できるような環境を作り出すことで犯罪の予防と不安感の払拭を図り、市民が安心して生活が送れるように努めます。

|                      |                | 基本的施策                  | 主要施策         | 担当課    |
|----------------------|----------------|------------------------|--------------|--------|
| (2) 情報発信と情報共有のさらなる推進 | 市              | (1) 防犯知識の普及と啓発活動の推進    | 犯罪手口・被害の情報収集 | くらし安全課 |
|                      |                | (2) 地域防犯活動への支援         | 犯罪関連情報の提供    | くらし安全課 |
|                      |                | (3) 犯罪被害者等に対する支援       | ①犯罪被害者の保護    | くらし安全課 |
|                      |                |                        | ②庁内連携体制の強化   | くらし安全課 |
|                      |                | (4) 関係機関・団体との連携の強化     | ①関係団体との連携強化  | くらし安全課 |
|                      | ②庁内連携体制の強化     |                        | くらし安全課       |        |
|                      | ③連絡網の活用        |                        | くらし安全課       |        |
|                      | (5) 広報・情報発信の推進 | 積極的な情報提供               | くらし安全課       |        |
|                      | 市民             | (1) 防犯知識の普及と啓発活動の推進    | 防犯知識の習得(再掲)  |        |
|                      |                | (2) 犯罪被害者等の保護及び連絡体制の活用 | 連絡体制の整備      |        |
|                      |                | (3) 情報の収集と共有への協力       | 情報の収集と共有     |        |
|                      | 事業者            | (1) 防犯知識の普及と啓発活動の推進    | 防犯知識の習得(再掲)  |        |
|                      |                | (2) 犯罪被害者等の保護及び連絡体制の活用 | 連絡体制の整備      |        |
|                      |                | (3) 情報の収集と共有への協力       | 情報の収集と共有     |        |

| 事業概要  | 年度                  |                     |                      |                      | 主な取り組みと成果指標  |
|---|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|--|
|   | 令和<br>8年度<br>(2026) | 令和<br>9年度<br>(2027) | 令和<br>10年度<br>(2028) | 令和<br>11年度<br>(2029) |  |
| 様々な犯罪から市民を守るために、犯罪手口や被害情報を収集する窓口を設置し、広く周知を図ることにより、新たな犯罪被害防止を図る。                                 | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 消費生活センターとの連携強化   |
| 犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報提供の充実を図る。   | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 広報紙、ホームページ、緊急情報サービスならしの、LINE、市公式X(旧Twitter)などのソーシャルメディア、出前講座等を活用 |
| ①犯罪被害者や家族等が平穏な生活が送れるよう、県、警察、千葉犯罪被害者支援センター等の関係機関と連携し、相談の対応や助言、各種情報提供を行う。                         | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 千葉県等との連携強化   |
| ②庁内関係各課が協力・連携し、犯罪被害者等が必要としている支援の提供に努める。   | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 関係各課との連携強化   |
| ①関係機関や団体と、防犯施策を総合的に推進し、調整を図るための連携体制を整備する。   | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 安全で安心なまちづくり審議会の開催  |
| ②庁内連携組織である、安全で安心なまちづくり連絡協議会を定期的に開催し、連携の強化に努める。  | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 安全で安心なまちづくり連絡協議会の開催  |
| ③市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するため連絡網の活用の充実及び拡充を図る。   | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 防犯協会会議 年2回<br>警察署会議参加 年4回<br>犯罪発生状況の把握                           |
| 報道機関や関係機関への積極的な情報提供を通じ、広く市民に防犯意識の普及啓発に努める。  | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 関係機関との連携強化、プレスリリースなどの活用  |
| 市や関係機関により開催される研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活かす。  | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 防犯研修会、出前講座への参加   |
| 市民がパトロール等により犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、警察等に通報する。   | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 習志野警察署との連携強化   |
| 誤った情報により犯罪に巻き込まれないよう、公的機関が発信する正しい情報を収集し情報の真偽を判断する能力の向上に努めるとともに、不審者情報等の連絡・通報など、犯罪に繋がる情報の共有へ協力する。 | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 市や警察のホームページからの情報収集、関係機関、町会・自治会との情報共有、防犯研修会、出前講座への参加              |
| 市や関係機関が開催する防犯に関する研修会、講演会等を活用し、事業者並びに従業員等の防犯知識の習得に努める。   | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 防犯研修会、出前講座への参加   |
| 事業者がパトロール等により犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、警察等に通報する。  | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 習志野警察署との連携強化   |
| 公的機関が発信する正しい情報を収集し、従業員等に対し正確な情報発信を行うとともに、寄せられた犯罪発生情報や不審者情報を関係機関に連絡・通報するなど、情報の共有へ協力する。           | ■                   | ■                   | ■                    | ■                    | 市や警察のホームページからの情報収集、関係機関、町会・自治会との情報共有、防犯研修会、出前講座への参加              |

### (3) 防犯活動の活発化の推進

習志野市防犯協会や地域の防犯活動の主体となっている町会・自治会、自主防犯活動団体によるパトロール等に対して支援を行い、これらの団体が防犯活動を継続できるよう、活動の活発化を図ります。

|                 |                 | 基本的施策           | 主要施策               | 担当課            |
|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------|----------------|
| (3) 防犯活動の活発化の推進 | 市               | (1) 地域防犯活動への支援  | ①地域防犯活動物品の貸与       | くらし安全課         |
|                 |                 |                 | ②チラシ・パンフレット、啓発物の提供 | くらし安全課         |
|                 |                 |                 | ③防犯活動の支援           | くらし安全課         |
|                 |                 |                 | ④顕彰の実施             | くらし安全課         |
|                 |                 | (2) 人材の育成       | ①計画的な人材の育成(再掲)     | くらし安全課         |
|                 |                 |                 | ②就学時からの活動(再掲)      | くらし安全課         |
|                 | (3) 広報・情報発信の推進  | 犯罪関連情報の提供       | くらし安全課             |                |
|                 | 市民              | (1) 地域防犯活動の実施   | ①地域防犯活動の実施         |                |
|                 |                 |                 | ②身の回りの安全点検         |                |
|                 |                 |                 | ③地域における安全点検        |                |
|                 |                 | (2) 連携体制への参加、協力 | 各種連携体制への参加・協力      |                |
|                 |                 | 事業所             | (1) 地域防犯活動への参加、協力  | ①地域防犯活動への参加、協力 |
|                 | ②事業所の安全点検       |                 |                    |                |
|                 | (2) 連携体制への参加、協力 |                 | 各種連携体制への参加・協力      |                |

| 事業概要   | 令和            | 令和            | 令和             | 令和             | 主な取り組みと成果指標                              |
|--|---------------|---------------|----------------|----------------|--|
|  | 8年度<br>(2026) | 9年度<br>(2027) | 10年度<br>(2028) | 11年度<br>(2029) |  |
| ①地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト等の貸与物品の充実を図る。                 | →             | →             | →              | →              | 自主防犯団体への支援充実                             |
| ②地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普及に努める。                          | →             | →             | →              | →              | 防犯キャンペーン実施(市内7駅)                         |
| ③地域で実施する自主的な防犯パトロールに防犯パトロールカーなどによる参加支援を行う。                         | →             | →             | →              | →              | 自主防犯団体が行うパトロールへの参加、支援<br>(年間10団体程度)      |
| ④防犯活動に顕著な者等へ顕彰を行い、意識の高揚を図る。  | →             | →             | →              | →              | 安全で安心なまちづくり市民大会にて実施                      |
| ①地域防犯活動の中心となる防犯指導員の知識向上を図ることを目的とした研修会や講演会等を実施する。                   | →             | →             | →              | →              | 防犯指導員等研修 年2回<br>安全で安心なまちづくり市民大会の開催 年1回   |
| ②就学時から防犯に対し、より高い関心が持てるよう「キラット・ジュニア防犯隊」の活動を継続して行う                   | →             | →             | →              | →              | 隊員100名(全小・中学校から参加)<br>防犯キャンペーン等、啓発活動への参加 |
| 犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報提供の充実を図る。                                    | →             | →             | →              | →              | 防犯指導員等研修 年2回<br>安全で安心なまちづくり市民大会の開催 年1回   |
| ①習得した防犯に関する知識を活用し、地域一体となって、防犯パトロール等に取り組む。                          | →             | →             | →              | →              | 地域防犯パトロールの充実                             |
| ②「自分のことは自分で守る」ことを基本に、習得した防犯知識を活用し防犯の視点を取り入れた住まいづくりなど、身の回りの安全点検を行う。 | →             | →             | →              | →              | 防犯物品の購入・活用                               |
| ③住民相互により、地域で連携・協力して、日頃から地域の安全点検に努める。                               | →             | →             | →              | →              | 自主防犯団体への支援                               |
| 市・事業者及び関係機関との連携を強化するべく、施策を着実かつ円滑に推進するための各種連携体制へ積極的に参加・協力する。        | →             | →             | →              | →              | 協力者拡大のための出張登録会を年間2回以上行う。                 |
| ①地域で行われる防犯パトロールなど、地域防犯活動へ積極的に参加・協力し、地域住民と一体となって、安全で安心なまちづくりを推進する。  | →             | →             | →              | →              | 地域防犯パトロールの充実、地域活動との連携                    |
| ②自分たちの地域は自分たちで守っていくことができるよう、地域と連携・協力して、日頃から、事業所及び地域の安全点検に努める。      | →             | →             | →              | →              | 防犯物品の購入・活用                               |
| 市・事業者及び関係機関との連携を強化するべく、施策を着実かつ円滑に推進するための各種連携体制へ積極的に参加・協力する。        | →             | →             | →              | →              | 商工会議所、関係機関との連携                           |

#### (4) 犯罪のないまちづくりに向けた環境整備

市内における犯罪の多くは市民生活に身近な場所で起こっていることから、防犯灯や防犯カメラなど更なる防犯設備の設置推進や、道路等の公共の場所における死角や見通しの悪い場所を減らすなど、安全で安心して生活できる環境整備を推進します。

|                        |     |                       |                    |                      |               |
|------------------------|-----|-----------------------|--------------------|----------------------|---------------|
| (4) 犯罪のないまちづくりに向けた環境整備 | 市   | 基本的施策                 | 犯罪防止に配慮した都市環境整備の推進 | ①道路照明灯、防犯灯及び防犯カメラの整備 | 道路なおす課、くらし安全課 |
|                        |     | ②公共施設の自動車駐車場における安全対策  |                    | 各施設所管課               |               |
|                        |     | ③公共施設の自転車等駐車場における安全対策 |                    | くらし安全課               |               |
|                        |     | ④自転車等駐車場の管理強化         |                    | くらし安全課               |               |
|                        |     | ⑤公園における安全対策           |                    | 公園緑地課、社会教育課          |               |
|                        |     | ⑥公園における照明灯の整備         |                    | 公園緑地課、社会教育課          |               |
|                        |     | ⑦公園内の施設の適正な維持管理       |                    | 公園緑地課、社会教育課          |               |
|                        |     | ⑧建築物等における安全対策         |                    | 各施設所管課               |               |
|                        |     | ⑨市有地及び公共施設における安全対策    |                    | 各施設所管課               |               |
|                        |     | ⑩空家等の対策               |                    | くらし安全課               |               |
|                        | 市民  | 土地・建物の適正な管理           | ①適正な維持管理           |                      |               |
|                        |     |                       | ②安全点検の実施           |                      |               |
|                        |     |                       | ③空家等の適正管理          |                      |               |
|                        | 事業者 | 土地・建物の適正な管理           | ①土地や建物の適正な管理       |                      |               |
|                        |     |                       | ②施設等の防犯対策          |                      |               |

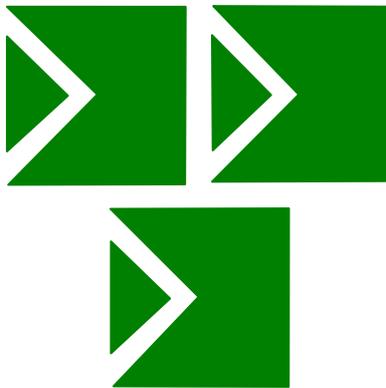
| 事業概要  | 年度                  |                     |                      |                      | 主な取り組みと成果指標                               |
|---|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---|
|   | 令和<br>8年度<br>(2026) | 令和<br>9年度<br>(2027) | 令和<br>10年度<br>(2028) | 令和<br>11年度<br>(2029) |   |
| ①犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、防犯灯等、犯罪抑止設備の整備を図る。                                   |                     |                     |                      |                      | 駅前広場等における道路照明灯の整備推進                       |
| ②自動車盗難や車上ねらいを防止するため、施設の適切な運営に努める。   |                     |                     |                      |                      | 巡回パトロールの強化<br>敷地内夜間照明の確認                  |
| ③地下式や階層式などの立体自転車等駐車場においても、防犯カメラの設置やコインパーキング化など、防犯に配慮した施設整備や運営に努める。                  |                     |                     |                      |                      | 既存施設の検証を継続的に行う                            |
| ④自転車等駐車場の利便性を向上させること及び自転車盗の減少を目的として、機械式駐輪機や防犯カメラの導入を推進する。                           |                     |                     |                      |                      | 既存施設の検証を継続的に行う                            |
| ⑤死角をつくらない樹木等の配置、剪定や照明灯の整備と共に公園施設の適正な維持管理に努める。                                       |                     |                     |                      |                      | 樹木の種類や繁茂状況を確認し適宜対応                        |
| ⑥公園照明灯の適切な整備を行う。  |                     |                     |                      |                      | 公園照明灯の整備推進                                |
| ⑦定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの消去、不法投棄防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。                                    |                     |                     |                      |                      | 遊具点検<br>業者委託 年1回<br>職員巡回 月1回              |
| ⑧公共施設については、防犯カメラや照明灯の設置、定期的な巡回等により、暗がりや死角になりやすい場所の解消など防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として整備する。 |                     |                     |                      |                      | 防犯カメラの活用<br>巡回パトロールの強化<br>照明などの適切な維持管理    |
| ⑨安全な環境を保持するため、樹木や雑草等の剪定・除去など、適正な維持管理を行う。  |                     |                     |                      |                      | 樹木の種類や繁茂状況を確認し適宜対応                        |
| ⑩適切な維持管理が行われていない空家等に対し、改善が図られるよう助言、指導等を行う。  |                     |                     |                      |                      | 特定空家等候補に対し、特定空家等判定委員会及び空家等対策協議会を開催し、対応する。 |
| ①安全な環境を保持するため、雑草の除去や不審者の侵入防止等、適正な維持管理を図る。   |                     |                     |                      |                      | 定期的な維持管理の実施                               |
| ②定期的に安全点検を実施する。   |                     |                     |                      |                      | 地域における住民相互の情報共有                           |
| ③不適切な管理状況の空家等を発見した場合は、適宜市へ報告を行う。  |                     |                     |                      |                      | 市、町会・自治会との連携強化                            |
| ①安全な環境を保持するため、雑草の除去や不審者の侵入防止等、適正な維持管理を図る。   |                     |                     |                      |                      | 定期的な維持管理の実施                               |
| ②ピッキングに強い鍵の設置や、防犯カメラ及び防犯灯の整備を行う。  |                     |                     |                      |                      | 防犯設備の購入・整備                                |

## (5) 犯罪弱者に対する取り組みの強化

安全で安心なまちづくり市民大会や防犯研修会の開催、キラット・ジュニア防犯隊の活動、こどもの見守り活動等、防犯に関する各種活動を通じて、こどもや高齢者、障がい者をはじめとする犯罪弱者への啓発活動を強化し、危機回避能力の向上を図るとともに、市や関係機関が連携して見守る体制を強化します。

|                           |                       | 基本的施策                   | 主要施策                               | 担当課                                |
|---------------------------|-----------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| (5) 犯罪弱者に対する取り組みの強化       | 市                     | (1) こどもに関する防犯対策の推進      | ① 安全教育の充実                          | こども保育課、児童育成課、学校教育課                 |
|                           |                       |                         | ② こどもたちの参画による安全対策の推進               | くらし安全課                             |
|                           |                       |                         | ③ 保護者、地域、関係各機関との連携の充実              | こども保育課、児童育成課、社会教育課、中央公民館、図書館、学校教育課 |
|                           |                       |                         | ④ 通学路周辺の安全対策                       | 道路管理課、道路なおす課、くらし安全課、学校教育課          |
|                           |                       |                         | ⑤ 「こども110番の家」の設置推進                 | 青少年センター                            |
|                           |                       |                         | ⑥ 保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校等の施設における安全対策 | こども政策課、こども保育課、教育総務課、学校教育課          |
|                           |                       |                         | ⑦ 保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校等の安全管理体制の推進  | こども保育課、児童育成課、学校教育課                 |
|                           |                       |                         | ⑧ 侵入者の防止対策                         | こども政策課、こども保育課、児童育成課、教育総務課          |
|                           |                       |                         | ⑨ 学校等における出入り口の限定等、管理の徹底            | こども保育課、児童育成課、学校教育課                 |
|                           |                       |                         | (2) 高齢者、障がい者を対象とした防犯対策の推進          | ① 地域全体で支えていく体制                     |
|                           | ② 特殊詐欺に対する対策          | くらし安全課、高齢者支援課、障がい福祉課    |                                    |                                    |
|                           | ③ 相談窓口の充実             | 高齢者支援課、くらし安全課（消費生活センター） |                                    |                                    |
|                           | ④ 地域による高齢者見守りの推進      | 高齢者支援課                  |                                    |                                    |
|                           | ⑤ 高齢者の権利を守る施策の推進      | 高齢者支援課                  |                                    |                                    |
|                           | 市民                    | (1) こどもに関する防犯対策の実施・協力   | ① 通学時等におけるこどもの安全確保                 |                                    |
|                           |                       |                         | ② 「こども110番の家」の設置推進                 |                                    |
|                           | (2) 高齢者等を対象とした安全対策の推進 | 地域での連携による支援活動           |                                    |                                    |
|                           |                       |                         |                                    |                                    |
|                           | 事業者                   | (1) こどもに関する防犯対策の推進      | ① 通学時等におけるこどもの安全確保                 |                                    |
|                           |                       |                         | ② 「こども110番の家」の設置推進                 |                                    |
| (2) 高齢者、障がい者を対象とした防犯対策の推進 | 地域での連携による支援活動         |                         |                                    |                                    |
|                           |                       |                         |                                    |                                    |

| 事業概要  | 令和            | 令和            | 令和             | 令和             | 主な取り組みと成果指標   |
|---|---------------|---------------|----------------|----------------|---|
|   | 8年度<br>(2026) | 9年度<br>(2027) | 10年度<br>(2028) | 11年度<br>(2029) |   |
| ①児童、生徒が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法や、犯罪に巻き込まれないための方法等について理解し、状況に応じて自ら安全な行動ができるよう、安全教育の充実に努める。   | →             | →             | →              | →              | 避難訓練 年2回<br>不審者対応訓練 年1回                                       |
| ②市内全小・中学校の児童・生徒による「キラット・ジュニア防犯隊」の活動を通じて、子どもたちの目線から見た施策を盛り込むことで防犯に対する青少年の健全育成に繋げる。   | →             | →             | →              | →              | 隊員100名(全小・中学校から参加)<br>防犯キャンペーン等、啓発活動への参加                      |
| ③幼児、児童、生徒の通学時等の安全確保を図るため、情報収集体制の強化、積極的な情報発信を行うことにより、保護者、地域、関係各機関との連携の充実に努める。  | →             | →             | →              | →              | 不審者情報等の周知及び注意喚起の実施  |
| ④市、学校、警察、地域住民で構成される通学路安全対策協議会による小中学校の通学路の安全対策を実施する。   | →             | →             | →              | →              | 通学路安全対策協議会 年3回開催<br>安全点検 年1回                                  |
| ⑤各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡大及び制度の充実に努める。  | →             | →             | →              | →              | 協力者拡大のための出張登録会を行う。  |
| ⑥学校・幼稚園・保育所・こども園等において、照明灯の設置による明るさの確保、樹木等の配置・剪定による死角の解消、定期的な巡回パトロールなど、施設の安全対策に努める。  | →             | →             | →              | →              | 施設の安全点検、パトロールの強化  |
| ⑦幼児、児童、生徒の安全確保を図るため、教職員等による保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校等の安全(防犯)管理を推進する。   | →             | →             | →              | →              | 不審者対応訓練や交通安全指導の実施<br>放課後児童会安全対策による訓練の実施                       |
| ⑧防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器を活用する。   | →             | →             | →              | →              | 各機器の整備及び定期的な保守点検を実施   |
| ⑨保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校等の出入口をできるだけ限定するなど、管理の徹底を図る。  | →             | →             | →              | →              | 可能な限り出入口を1か所にする等の安全対策の実施                                      |
| ⑩地域と高齢者、障がいのある人がより密接な関係を築き、地域全体で支えていく体制を確立する。また、相談を受ける立場にある、民生児童委員、高齢者相談委員等に情報提供を行うと共に、高齢者、障がいのある人が自らの生活の安全を確保していくために必要とされる防犯知識の普及や啓発を実施する。 | →             | →             | →              | →              | あじさいクラブ連合会等との連携強化   |
| ⑪特に高齢者、障がいのある人が狙われやすい「電話de詐欺」等について、関係機関と協議、検討を行う。   | →             | →             | →              | →              | 警察署等との協定の継続<br>高齢者施設等へのチラシ配布                                  |
| ⑫高齢者相談センター(地域包括支援センター)の総合相談や消費生活センターの消費生活相談など、高齢者を犯罪被害から守るための各種相談業務を強化する。   | →             | →             | →              | →              | 関係団体との連携強化  |
| ⑬認知症等、支援の必要な高齢者の早期発見と見守りの中で異変に早く気づき対処できる地域づくりを推進する。   | →             | →             | →              | →              | 高齢者見守りネットワークにおける防犯研修の実施                                       |
| ⑭成年後見制度の利用、市民後見人の養成を推進する。<br>認知症サポーターの養成をし、地域で見守る体制作りを推進する。   | →             | →             | →              | →              | 成年後見センターの相談業務の充実<br>認知症の人とその家族を地域で見守る体制の強化<br>高齢者相談センターとの連携強化 |
| ⑮保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、通学通園時における、子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察への通報・連絡等を積極的に行う。  | →             | →             | →              | →              | 関係機関との連携強化  |
| ⑯子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「子ども110番の家」の設置協力を引き続き行っていく。  | →             | →             | →              | →              | 「子ども110番の家」の設置協力  |
| 地域でパトロール等を行い、地域で連携して、高齢者等を支援する。   | →             | →             | →              | →              | 高齢者見守りネットワークへの参加  |
| ⑰保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、通学通園時における、子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報・連絡等を積極的に行う。   | →             | →             | →              | →              | 関係機関との連携強化  |
| ⑱子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「子ども110番の家」の設置協力を引き続き行っていく。  | →             | →             | →              | →              | 「子ども110番の家」の設置協力  |
| 高齢者見守りネットワーク等地域での活動へ参加・協力する。  | →             | →             | →              | →              | 高齢者見守りネットワークへの参加  |



習志野市安全で安心なまちづくり基本計画(第3次)

第1期実施計画

発行年月:令和8年3月

発行:習志野市

編集:協働経済部防犯安全課(令和8年4月:くらし安全課)

所在地:〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話:047-451-1151(代表)

ホームページ:<https://www.city.narashino.lg.jp/>

